国民健康保険だより　国民健康保険税率等が改定されます

現在の福生市国民健康保険の事業運営につきましては、国民健康保険に加入をされた被保険者の方が納税される保険税や国、都等からの負担金並びに一般会計からの繰入金（補填分）などにより運営をしています。

近年、被保険者数の増加や高齢化及び医療の高度化等によって、医療費が年々増え続け、国民健康保険の保険給付費が増加しています。また、事業運営の中心となります国民健康保険税の収入が大変低い状況となっており国民健康保険の財源が不足し、その財源不足を一般会計からの繰入金、いわゆる国民健康保険加入者以外の方の税金で賄うことになります。

このような状況から市の財政面に大きな影響を与えており、今後、ますます厳しい状況となりますことから、平成16年度の国民健康保険税率等の改定を行うものです。

■表①：平成16年度の福生市国民健康保険税率等の改定内容

区　分	変更前	変更後	増　減
所得割額	100分の4.8	100分の5.0	100分の0.2
資産割額	100分の13	100分の13	----
被保険者均等割額	１人につき 18,500円	１人につき 21,000円	１人につき 2,500円
世帯別平等割額	1世帯につき 1,200円	1世帯につき 1,200円	----
課税限度額	530,000円	530,000円	----

■表②：国民健康保険の加入世帯及び被保険者数の状況

毎年３月３１日現在

区分／年度	全市 世帯数（世帯）	全市 人口（人）	被保険者数 世帯数（世帯）	被保険者数 人口（人）	加入率 世帯数（%）	加入率 人口（%）	26市平均人口加入率（%）
12	26,968	62,193	11,935	22,082	44.3	35.5	32.7
13	27,445	62,237	12,506	22,876	45.6	36.8	33.9
14	27,826	62,103	13,096	23,802	47.1	38.8	34.9

表②（上段左）のとおり、国民健康保険の加入世帯及び被保険者数は毎年増加をしており、加入率は26市の中でも、常に3番目ないし、4番目の高い加入率となっている状況です。

右表③のとおり、一般会計からの繰入金が年々増加し、平成14年度における国民健康保険税（医療給付費分現年課税分）の収納額に占める割合が69・4％に達している状況で、26市の中でも最も高い繰入の状況で、平成15年度も同様な状況となっています。

■表③：国民健康保険事業運営に要する財源不足を補填するため、一般会計からの繰入金状況

区分／年度	繰入金額	平均被保険者数	平均被保険者1人当り	26市平均被保険者1人当り
12	522,561,000円	21,851人	23,914円	23,060円
13	595,682,000円	22,658人	26,290円	24,232円
14	737,137,000円	23,471人	31,406円	24,129円

■表④：国民健康保険の一般被保険者及び退職被保険者に係る療養給付費の状況

区分／年度	療養給付費	平均被保険者数	平均被保険者1人当り
12	2,297,023,000円	21,851人	105,122円
13	2,331,618,000円	22,658人	102,905円
14	2,094,310,000円	23,471人	89,230円

※なお、平成14年度は国民健康保険の会計年度月数が変更となったため、11か月分の療養給付費となっています。

■表⑤：国民健康保険税の現年度調定額の状況

区分／年度	調定額（課税額）	平均調定額1人当り	平均被保険者数	26市平均調定額
12	1,148,417,000円	52,557円	21,851人	56,188円
13	1,179,413,000円	52,053円	22,658人	62,442円
14	1,211,822,000円	51,631円	23,471人	63,151円

表⑤のとおり、国民健康保険の平均被保険者数で調定額を割戻しますと、平均調定額が26市の中でも最も低い状況となっています。

■表⑥：国民健康保険税の収納率状況

区分／年度	収納率状況 現年分	収納率状況 滞納分	収納率状況 現年分＋滞納分	26市平均収納率	26市中の収納率順位
12	88.0%	21.6%	70.8%	72.7%	23位
13	87.5%	22.9%	71.1%	71.6%	20位
14	87.3%	22.5%	71.1%	71.7%	18位

表⑥の示すとおり、福生市の収納率は、平成14年度で71・1％であり（最高収納率市64・5％）都内全26市の中でも中位のところにあります。しかし、その納付状況は表に見られるとおり低いところにあります。

加入者（世帯主）が納める国民健康保険税が未納になりますと、健全な事業運営ができなくなり一般会計からの高額な補填が必要となり、市税等の納税者との間に税負担の不公平が生じることとなりますので、加入者の皆様が納期限内に納付していただくよう、強くお願いいたします。

市では、税負担の公平な立場からも、未納の加入者には財産調査（給料照会・預金調査等）などにより滞納処分を行っています。

保険税の納め忘れや滞納のある方は、速やかに納税にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、市では収納課収納係窓口（本庁舎2階）で納税に関する相談も行っています。

問合せ 保険年金課保険係

国民年金だより

就職される学生の皆さん 国民年金の手続きを忘れずに

学生等の方が就職して会社員や公務員などとなった時は、厚生年金保険または、共済組合に加入するとともに国民年金の第２号被保険者となります。

この場合、就職前に国民年金の第１号被保険者であった方は、国民年金の種別変更の手続きが必要になりますので、就職したら忘れずに手続きをしてください。

届出に必要な書類は、年金手帳、就職した先の会社等で発行された健康保険証です。

問合せ 保険年金課年金係または立川社会保険事務所☎523・0351

■社会保険庁の国民年金のホームページもご覧ください。
http://www.nenkin.go.jp/

◆国民健康保険の異動手続を忘れずに

毎年、３・４月は、就職や退職、また、転入や転出が多い時期です。国民健康保険に加入している皆さんが職場の健康保険に加入（扶養を含む）または、会社を退職された場合、市役所の国民健康保険の窓口への届け出が必要です。手続きには、本人（または、ご家族）がおいでください。手続きが遅れても、社会保険の資格を得た日または資格がなくなった日にさかのぼって事務処理され、国民健康保険税もさかのぼって課税されます。手続きに必要な書類は、左表をご確認ください。

この時期は、窓口が大変込み合います。必要書類を確認、用意のうえ、時間に余裕を持っておいでください。

問合せ 保険年金課保険係

届け出の必要な場合		手続きに必要なもの
国保に入る場合	市内に転入してきたとき	●印鑑●転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	●印鑑●健保の資格喪失証明書または退職証明書
	健康保険の扶養家族でなくなったとき	●印鑑●健保の資格喪失証明書または退職証明書
	生活保護を受けなくなったとき	●印鑑●保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	●印鑑●保険証●母子健康手帳 ※追加加入のときは保険証もお持ちください
国保をやめる場合	市外へ転出するとき	●印鑑●保険証●保険税納税通知書
	職場の健康保険に入ったとき	●印鑑●国保・健保の保険証(または資格証明書)●保険税納税通知書
	健康保険の扶養家族になったとき	●印鑑●国保・健保の保険証(または資格証明書)●保険税納税通知書
	生活保護を受けることになったとき	●印鑑●保険証●保護開始決定通知書 ●保険税納税通知書
	死亡したとき	●印鑑●保険証●保険税納税通知書
変更	住所・世帯主・続柄・氏名などが変わったとき	●印鑑●保険証●保険税納税通知書
その他	保険証を紛失したとき	●印鑑●身分証明書
	就学のため、学生が親元を離れ市外に転出するとき	●印鑑●在学証明書●保険証●転出先の住民票の写し
	出稼ぎ、旅行などで個別の保険証が必要なとき	●印鑑●保険証

※退職者医療制度に加入する場合は、年金証書を受け取った日から14日以内に世帯主の届け出が必要となります。
※退職健康保険の扶養家族になったとき及び外国人の方の必要書類については、保険年金課保険係へお問い合わせください。

◆所得がなくても申告を

国民健康保険税は、前年の所得（世帯の合算額）が一定基準以下の場合は減額されますので、前年中に所得がない人も必ず３月15日までに市・都民税の申告をしてください。（※申告の詳細は課税課市民税係へ。）

問合せ 保険年金課保険係

ひったくりに注意！　最近、連続して、バイクを利用した、ひったくり事件が発生していますのでご注意ください。※注意事項は欄外（下段）

注意事項
・ひったくり事件被害者の９割以上が高齢者や女性です。・犯人はバイクを利用して、後方から追い越しざまにひったくります。
・「自分は大丈夫」という意識は持たず、皆さん一人ひとり防犯意識を持つことが大切です。問合せ 福生警察署防犯係☎551・0110